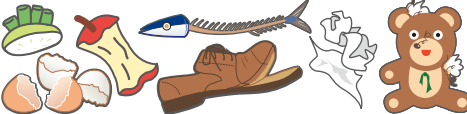
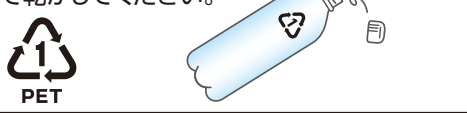
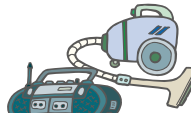


平成29年度 ごみ収集カレンダー

可燃物は、組合指定の「燃えるごみ専用家庭用指定袋」で出してください。
資源物は、「中身の見える袋」又は「不燃物分別袋」で出してください。

分別区分		ごみの出し方
資源物	可燃物	・生ごみ、紙くず。 ・生ごみは、水をきってください。 
	金物類	・缶類は、中身を空にしてください。 ・スプレー缶は、穴を開けてください。 
	プラスチック類	・袋に「マークあり」と記入してください。 ・トレイ類(白色、色付きなど)は、「マークあり」として出してください。 ・汚れたものは、洗って乾かしてください。 
		・袋に「マークなし」と記入してください。 ・袋に入る大きさに砕いてください。 
	ガラス類	・空き瓶、せともの。 ・キャップ、フタを外してください。 
資源物	ペットボトル	・キャップ、ラベルは、プラスチック類「マークあり」へ。 ・洗って乾かしてください。 
	地域の集積所では回収できないもの	
	蛍光灯	・割らずに持ち込んでください。 ・『ガラス類』では回収しません。 ・回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。※詳しくはホームページをご覧ください。 
	乾電池	・『金物類』では回収しません。 ・吉田町役場、4自治会館、回収協力店又はリサイクルセンターに持ち込んでください。※詳しくはホームページをご覧ください。 
	古紙類	・資源回収に出すかリサイクルセンターに搬入してください。 (新聞は4自治会館に持込み可能) 
	小型家電	・家電4品目以外の家電製品は、リサイクルセンターに搬入してください。 

収集するごみは一般家庭のものだけです。

事業系一般廃棄物・多量ごみ・粗大ごみは、清掃センター・リサイクルセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託してください。

可燃物	収集日は 月・木 曜日です
-----	---------------

4月～9月の収集日

分別区分	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
資源物	金物類	火 4	2	6	4	1	5
	プラスチック類(白色トレイを含む)	金 7 14 21 28	5 12 19 26	2 9 16 23 30	7 14 21 28	4 11 18 25	1 8 15 22 29
	ガラス類	火 18	23	20	18	15	21(木)
	ペットボトル	水 12 26	16(火) 31	14 28	12 26	9 23	13 27
土・日曜日の搬入受付日		土 1 日 9	15 23	6 14 28	3 17 25	1 13 27	15 24

10月～3月の収集日

分別区分	曜日	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
資源物	金物類	火 3	7	5	10(水)	6	6
	プラスチック類(白色トレイを含む)	金 6 13 20 27	3 10 17 24	1 8 15 22	5 12 19 26	2 9 16 23	2 9 16 23 30
	ガラス類	火 17	21	19	23	20	20
	ペットボトル	水 11 25	8 22	13 27	17 31	14 28	14 28
土・日曜日の搬入受付日		土 7 日 8	4 12 26	2 10 24	6 14 28	3 11 25	17 11 25

※必ず収集日当日の朝(午前8時まで)に出してください。
※袋が守られていないもの、分別ができていないものは収集しません。
※1回に出す袋の数は、3袋までを目安としてください。
※祝日・振替休日も収集をしています。(日曜日は収集しません。)
※ごみを出す場所は地域のみなさんで決められた集積所です。出す場所がわからない方は、近所の方にお尋ねください。
※川尻地区年末の可燃物の収集は12月28日(木)で終了です。
※川尻地区年始の可燃物の収集は1月4日(木)から開始します。

川尻地区

直接搬入する場合

搬入できる時間

月曜日～金曜日	8:30～12:00 13:00～16:00
土曜日(第1・3)	8:30～12:00
日曜日(第2・4)	8:30～12:00 13:00～15:00

搬入時に『住所』・『氏名』・『ごみの種別』を申告してください。

祝日・振替休日・年末年始(12月29日から1月3日)は、清掃センター・リサイクルセンターへ搬入できません。
※年末最終受付は、12月28日(木)になります。

搬入先

可燃物 ⇨ 清掃センター (牧之原市細江6664番地3)

資源物 ⇨ リサイクルセンター (牧之原市坂部1615番地3)

※両センターへ搬入される際は、左表の分別区分ごとに分別して、搬入してください。
※カレンダー裏面には、プラスチック類・ペットボトルの出し方、パソコン・家電4品目の処分方法、センター搬入時注意事項、両センター案内図が明記してあります。

処理手数料

一般家庭ごみ	10kgまでごとに 51円
事業所、事業系ごみ	10kgまでごとに154円

※計量により算出された金額の10円未満は切捨てとなります。

粗大ごみ

一斗缶以上の大きさのもの

搬入できないものや解体を必要とするもの(ベッド・ソファ・マットレス等)もありますので、分別・搬入方法等で不明な点は事前に清掃センター又はリサイクルセンターにご連絡ください。

問合せ先

清掃センター 24-0530
リサイクルセンター 29-0425
吉田町役場都市環境課 33-2102
吉田町牧之原市広域施設組合ホームページアドレス
<http://www.yoshida-makinohara-kouiki.jp/>